

ハカセ

玉手ねこ

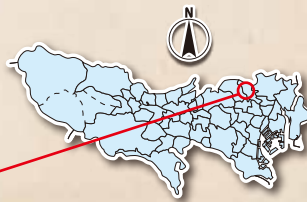
法史の玉手箱

法務史料展示室だより

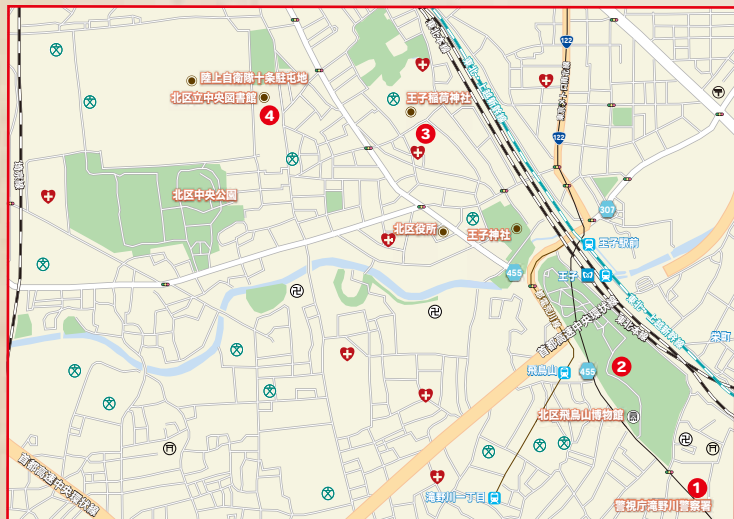
第44号

法務史料展示室は、現在法務省が所蔵する史料を閲覧に供し、わが国の法や司法制度への理解を広めていただく場です。展示室への興味をより強くもっていただけたらという気持ちをこめて、展示室だよりを発信しています。

猫と博士の史跡散歩



東京の街と歴史に詳しい玉手ねこが、法史学者のハカセと一緒に、東京の史跡を案内します。第13回目は、田園地帯から近代の軍事施設、戦後には住宅地へと変容を遂げた北区の王子駅西側を歩きます。



③ 王子稲荷の坂



ずいぶん急な坂があるね！



この辺りは急な崖が多いのう。ちょうど関東ローム層に覆われた古い武蔵野台地と海進によって形成された地盤の緩い東京低地との境目で、その高低差が感じられる。



ここは、人間を化かそうと思って美女に変身した王子の狐が、事情を知っている男に料理屋に誘い込まれ、逆にひどい目に遭わされた落語の舞台でもあるね。



江戸後期の王子の料理屋や茶屋は、市中と変わりがないほど繁盛していたようじゃ。花見の名所であるだけでなく、王子稲荷は將軍や大名、旗本、江戸の町人などから幅広く信仰され、一年を通じて参詣者が絶えなかったと伝えられる。

① 西ヶ原一里塚



江戸幕府の將軍が日光東照宮へ参詣するときに用いられた日光御成街道の一里塚だよ。一里塚は葛飾区の亀有一里塚で教えてもらったけど、ここは「二本榎保存之碑」が建っているね。



23区内では唯一現状が保存されている一里塚のようじゃのう。西ヶ原一里塚は日本橋から一里目の本郷追分で中山道と分岐した次の一里塚で、先に進むと荒川に至る。荒川には岩淵と川口の宿を結ぶ渡船場が設けられていた。

② 飛鳥山公園



お花見で有名な飛鳥山公園だよ。港区の芝公園と同じように、ここも明治初期に公園として整備されたところだね。



飛鳥山は江戸幕府將軍の鷹場であったが、桜の名所となったのは8代吉宗の時代に植樹されたことによる。將軍のための景観整備を目的としながら、江戸の人口増加に伴った行楽地整備の側面もあったと考えられている。



④ 旧陸軍東京砲兵工廠銃砲製造所



法務省旧本館のような赤レンガの建築物がみえるよ。現在は北区立中央図書館の建物の一部となっているんだ。



この辺りは明治に入ると火薬や印刷、製紙などの工場が進出してきた。背景には動力源となる川があったためといわれている。明治38年(1905)、日露戦争で使用する武器弾薬増産のため、文京区小石川にあった東京砲兵工廠銃砲製造所を火薬工場の近くに移転したのじゃ。赤レンガの建物は、大正8年(1919)に建設された。軍事施設の拡大は、工廠で働く人口の増加をもたらした。都市化を促す契機となったと考えられている。



北区面積の約一割が軍事施設だったというので、相当な広さだったんだろうね。太平洋戦争後はどうなったの？



終戦後は在日米軍に接收され東京兵器補給廠となったが、後に返還され、図書館になるまでは陸上自衛隊の補給処として使用されていた。



今回は、法務図書館が所蔵する『刑事問題(天)』・『刑事答案(地)』を通して、明治の初めに司法省で行われた刑事法の教授についてご紹介します。



『刑事問題(天)』と『刑事答案(地)』とは？



これらの2冊は、司法省法学校生徒教課のために用意された設問と解答をまとめ、明治16年(1883)に司法省が発行した問題集です。『刑事問題(天)』には番号が振られた事例問題が第1号から第120号として掲載され、それに対応するかたちで『刑事答案(地)』に解説と適用すべき法が示されています。『刑事問題(天)』によれば、「此書ハ元本省法学校生徒教課ノ為メニ時々設問シタルモノ」であり、「今更ニ編纂シ以テ後学生徒ノ参考ニ供」することが目的であると説明されています。



なぜ司法省がそのような問題集を作ったの？



明治期の初めには、司法省が法曹の養成を行っていたからです。明治4年(1871)7月に設けられた司法省のなかで、法曹養成を担当する機関として、明法寮が置かれました。明法寮が教育を実際に開始するのは明治5年9月のことで、フランスの法制度をわが国に伝えるために雇われたフランス人のブスケもこの時から講義を行っています。その後の明法寮は、一時は管掌を広げて立法調査や法解釈なども担当しますが、政府の組織整備に伴って次第に縮小が進み、大審院が設けられた明治8年5月に廃止されます。そのため、法曹養成を行う新たな機関として司法省内に法学校が設けられ、フランス法の教授を中心としたカリキュラムが用意されました。このような背景のもと、司法省が『刑事問題(天)』と『刑事答案(地)』を作成したと考えられます。



では、『刑事問題(天)』と『刑事答案(地)』はフランス法に関する問題集なの？



事件に対する法の解釈と適用を問う設問と解答が収録されていますが、それらはすべて当時のわが国にかかわ

るものです。『刑事問題(天)』の冒頭には、「答案号数記載ノ下何年何月何日トアルハ同案判決ノ年月日」とありますが、具体的には明治13年5月から同16年6月に出された判決が素材とされています。もっとも、実際におきた事件をそのまま記載するのではなく、「問題ノ事実或ハ実際ニ適切ナラサルモノアルハ法律律意ヲ探究セシメントスルノ勢ヲ得サルニ出ル也」とあるように、あくまで教材として作成されたことがわかります。このように、司法省法学校では、個別具体的な事件を素材とする現行法の適用・解釈も教授されていたのです。



明治13年から明治16年ということは、フランス法の影響を受けた刑法が施行される明治15年よりも前の法令や事例も掲載されているの？



その通りです。以前にも説明したように、当初の明治政府は「王政復古」のスローガンを掲げており、明治3年に新律綱領、同6年に改定律例を定め、律に由来する刑事法典を運用しました。しかし、西洋の法制度を参照することが次第に主流となり、明治15年に施行された刑法典(以下、旧刑法と呼びます)はフランス法の影響を受けています。『刑事問題(天)』では「第一号ヨリ第十九号迄ハ旧法ニ擬シ新刑法ニ参照シ第二十号ヨリ第二十号迄ハ新刑法ニ擬シ旧法ニ参照ス」と述べられていますが、ここでいうところの「旧法」とは新律綱領・改定律例、「新刑法」とは旧刑法であると考えられます。また、「第七十六号即チ明治十五年一月以後ノ問題ニシテ犯罪ノ年月同十四年十二月尽日以前ニ在ルモノハ新旧法比照ノ例ヲ用ヒ別ニ参照セス」とも説明されていますが、「旧法」から「新刑法」への切替えには慎重な注意を要すると捉えられていたことが看取できるでしょう。わが国の法とフランス法の関係のみならず、時間に関する法の適用関係を考えるうえでも、『刑事問題(天)』と『刑事答案(地)』は貴重な素材であるといえます。

法諺あれこれ

頼母子を開くと棟が三尺下がる

頼母子は無尽ともいい、庶民の金融システムとして始まりました。参加者が一定の回数、一定の金額を積み立て、期間内で全参加者が一度、積み立てた金を受け取るというのですが、まずは金融を必要とする参加者を、他の参加者が助けることが目的でした。その歴史は長く、鎌倉時代に無尽という言葉が法令に現れますから、800年にも及びます。明治に入ると個人のほか、会社組織がこれを行うようになり、無尽業法によって健全化が図られました。昭和26年(1951)、相互銀行法により、殆どの無尽会社は、比較的小規模な資本で設立が可能な相互銀行となり、平成4年(1992)、普通銀行へと転換しました。

標題の諺は江戸時代の話で、この頼母子は、困窮した百姓の救済のために設定されました。村人らの協力で問題の百姓は危難を脱するでしょうが、もはや村では、棟木が下がったように誰にも頭が上がりません。

今日でも福島県会津地方や山梨県では、親睦、娯楽を目的に無尽が行われています。

暦のなかの法

明治32年(1899)7月17日
日英通商航海条約の発効

明治32年(1899)7月17日、日英通商航海条約の発効によって、明治政府が悲願とした不平等条約の解消、その一部である領事裁判権(治外法権)の撤廃が実現しました。日本はイギリスに続いて米・伊・露・独・仏といった国々とも新たな条約を締結しており、各条約はフランスなど一部の国を除いて同日から実施されています。

この条約は領事裁判権を撤廃するとともに、関税自主権を部分的に回復するものであり(完全回復は明治44年)、これによって日本は、西洋諸国と対等な「文明国」への第一歩を踏み出したといえます。

ところで、領事裁判権の撤廃とは、西洋諸国の人々が日本の法に服し、日本の裁判を受け、日本の刑事施設に収容されることを意味しますが、まさにこの7月17日、三人を殺害した疑いでアメリカ人が神奈川県監獄に収監されています。条約が結ばれた明治27年7月以来、政府は外国籍の人々を収容するため法制度や施設を丹念に整えてこの日を迎えました。その甲斐あってか、大きな混乱なく最初の拘禁を終えられたようです(小野義秀『日本行刑史散策』など)。